

仮処分却下決定に対する声明

平成28年12月21日

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表代行	篠崎 正人
石木川の清流とホテルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介

本日、長崎地方裁判所佐世保支部において、石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立を却下する決定がなされた。

本申立は、石木ダム建設予定地とされているこうばるの住民、川棚町民、佐世保市民他全国の500名以上の債権者が、居住者らに合理的な説明をすることなく石木ダム事業を強行する長崎県及び佐世保市に対して、石木ダム建設工事及びこれに伴う県道等付替道路工事が不必要、違憲・違法な工事であり、その不必要、違憲・違法な工事によって、各債権者の生命身体の安全、総体としての人間の存在そのもの、人格権等を侵害され、且つ、これらの権利が一度侵害された場合その回復は不可能な権利であるとして、その続行の差し止めを求めたものである。

この点、長崎地方裁判所佐世保支部は、「被保全権利の侵害が現に差し迫り本件各工事の続行を禁止しなければ、その侵害を予防することのできない緊急の必要性があるとの疎明がある場合に限り、保全の必要性がある」とした上で、例えば、こうばるにおける生活やその環境を享受することができなくなる点について、現時点において、工事の一部が着工されたにすぎず、石木ダム本体の工事を含むその余の工事については、起業地の取得すらされていないとして、債権者らが主張するこうばるにおける生活やその環境を享受することができなくなる状況が切迫しているとは言えないことを理由に、「被保全権利の侵害が現に差し迫り、本件各工事の続行を禁止しなければ被保全権利の侵害を予防することのできない緊急の必要性があるとは認められない」、すなわち、保全の必要性がないとして本申立を却下した。

しかし、債務者らに、本件仮処分で債権者らが差し止めを求めた本件各工事を強硬する意思と能力があることは明らかであり、現にその工事を巡って未だ長崎県と石木ダム建設事業に反対する人々との間に衝突が続いている状況である。したがって、本件各工事の続行を禁止しなければ被保全権利の侵害を予防することのできない緊

急の必要性があることは明らかであり、本決定は、現状の緊急性に対する認識を誤っている。

したがって、この点について、正しい判断を求めることが必要であり、私達は、本決定に対して、速やかに抗告した上で、戦いの場を福岡高等裁判所に移し、石木ダム事業の中止を勝ち取るまで戦い抜く決意である。

以 上